

健康管理部 健康管理課の分割について

平素は、当組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の健康経営への機運の高まりの中、健康保険組合における保健事業の拡充が不可欠となっています。当組合も被保険者及び被扶養者の皆様の健康づくりと加入事業所の健康経営の取り組みに少しでも貢献できるよう、各種保健事業を導入してまいりました。

これまで、当組合の保健事業のほとんどを健康管理課が担当してまいりましたが、保健事業が多岐に亘る中、従来の健康管理課を下記のとおり健康管理課と保健事業推進課に分割し、より効果的な運営を図ってまいります。

今後は、健診関連業務を健康管理課が担当し、それ以外の保健事業を保健事業推進課が担当いたします。

事業主の皆様方には、何卒、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、同内容につきましては、当組合ホームページにも掲載いたします。

記

1. 分割年月日 令和7年7月1日

2. 分割後の担当業務等

○健康管理課 担当業務：健診関連業務
電話番号：06-6941-6352

○保健事業推進課 担当業務：健診関連業務以外
電話番号：06-6941-6173

※保健事業のうち体育奨励・契約保養所関連は総務部施設課が担当しています。

<お問い合わせ先>

大阪薬業健康保険組合 庶務課 Tel06-6941-5001